# 中国刑法における単位犯罪に関する立法評価

周

光

権

はじめに

- 新刑法における単位犯罪立法の不完全性とその成因新刑法における単位犯罪の立法上の変遷と特色
- 三 単位犯罪立法の完善 (欠陥をなくすこと) についての将来的展望

おわりに

はじめに

体に関する問題として、具体的には、法人に犯罪能力があるかという論点として、日本においても中国においても 単位犯罪とは、日本においては企業犯罪・法人犯罪といわれるものに相当する。これは、刑法においては犯罪主

それに付属する一部門の意味であるとされる。これは「単位」という非法律概念を用い、また日本刑法にない用法 の言葉でもあり、法律用語として特定の概念を示すものとはまだなりえていないとも思われる。 いうと、法人処罰に根拠をあたえる第三〇、三一条の文言による。そこでいう「単位」とは、機関、 さて、この「単位犯罪」という言葉が日本における「法人犯罪」に当たるとされるのは、現行中国刑法の規定で 団体もしくは

論

説

らず非法人も含まれる。厳密にいうと、現行中国刑法第三〇、三一条は「法人犯罪」とは表現せず、「単位犯罪」 としている。そしてこの「単位」を構成するのは「公司、企業、事業単位、機関、団体」の組織体である。 単位という言葉は、前述のように現行中国刑法において用いられ、そこでの概念としては、 法人のみ な

このように、 しかし、 中国においても法人の犯罪能力について定説を見る前に、現行刑法に規定されたのである。 単位犯罪とは日本にいう企業・法人犯罪と完全に一致するものではなく、それよりも広い 概念であ

いても、 刑法においては、一九七九年の刑法制定時の、単位犯罪への立法対応を根本から否定した態度を一変し、 さて、現行中国刑法とは、一九九七年修訂後の中華人民共和国刑法 (以下新刑法とする) のことである。 各則においても、単位犯罪の規定を多く設けた。 総則にお この新

あると思われる。 ればならない。これらの刑法上の規定に対して、 らに多く立法されるであろう場合においても、 こうした大きな変化の中で、新刑法の単位犯罪規定を司法適用して行くうえでも、 それゆえに、 本稿において、 単位犯罪に関して、 表題に関して考察をする。 一つの基準的評価を示すことは、 科学的・論理的整合性のある理論を提示しなけ 刑法学において直面する問題で また、 今後も特別法としてさ

### 新刑法における単位犯罪の立法上の変遷と特色

ら離脱し、 刑法の修訂により新刑法に至るまでに、一二の単行刑法と一部の非刑事法の中に、この単位犯罪に関する規定が設 次第に増え続け、 けられた。 単位犯罪は、 以来深刻化してきた。 「海関法」の中で初めて単位犯罪に関する規定を設けた。これが先例となり、単位犯罪に関する立法は 一九八〇年代の中・後期に、我が国の社会の中で出現し始め、次第に蔓延してきた犯罪現象の一種 たとえ否定されるべきものであったとしても、覆水盆に返らずという状況となった。こうして、 立法者は、この状況に対して、 当時の法人犯罪肯定論と否定論の間の激烈な論争か

上で、最初に確認すべきことであろう。 範囲の劇的な膨脹の直接的導因になった。このことは、新刑法における単位犯罪の立法上の変遷と特色を考察する 加の状況は、 規定されるものは、その罪名でいうと約七〇あり、全犯罪名の約三分の一を占める。この単位犯罪規定の総量的増 我が国においては、改革が急激に進んだために、 刑法修訂に際しての立法上の選択に大きな影響を与えた。こうして、 十分な統計資料はないものの、 新刑法の中の、 ある統計によると、単位犯罪が 単位犯罪の罪種

社会的行為に対して、法律の規定があれば刑事責任を負うべきことを規定している。 (犯罪とする上での原則) だけが規定された。この条文では、 新刑法の各則における単位犯罪に関する規定は、 さて、新刑法においては、 単位犯罪に対して、両罰制を主として、単罰制を副次として、処罰する上での原則が規定されたのである。 単位犯罪そのものについての概念は規定されず、その第三〇条において、定罪原則 比較的ではあるが具体化されている。 会社、 企業、事業単位、 そうして、 機関、 その犯罪数は一二〇余り 団体が行なった危害 新刑法第三一条に

'03) 52 - 4 - 232

の単位犯罪の具体的な規定上の分布は次の通りである。

- 危害国家安全罪の章には、 援助危害国家安全罪の一か条が規定されている。
- 危害公共安全罪の章には、非法買売輸送核材料などの六の罪が規定されている。
- にも単位犯罪の規定が存在する。 破壊社会主義市場経済秩序罪の章には、 単位犯罪として七四の罪が規定されている。 そしてこの章のどの節
- 侵犯公民人身権利、民主権利罪の章には、 強迫労働罪が一つ規定されてい る
- 理罪の諸節に分けて規定されている。 妨害社会管理秩序罪の章には、単位犯罪として三一の罪が規定され、 この章の攪乱公共秩序罪、 妨害文物管
- 涜職罪の章に、単位収賄罪などの五の罪が規定されている。危害国防利益罪の章には、故意による提供不合格武器装備罪などの三の罪が規定されてい

下のような進展と特色が見出せる。 これらの新刑法の単位犯罪規定を、 修訂される以前の単行刑法、 付属刑法の中の単位犯罪規定と比較すると、 以

処罰原則を規定した。 果的に行いえなかったのである。 機関が単位犯罪に対して積極的に対処しようとするとき、 刑法における単位犯罪規定は、必然的に具体的規定とならざるをえなかった。こうした総則規定の不存在は、司法 犯罪の認定と処罰についての規定はなかった。このように、 第一に、新刑法は単位犯罪を、 これらの規定に関しては議論の余地はあろうけれども、 このような経緯により、 総則においても各則においても規定し 新刑法の総則には二か条を置き、単位犯罪の定罪原則、 困難な状況を招いた。 刑法典として一般的規定が存在せず、 た。 修訂以前の一九七九年刑法には、 単位犯罪の認定と処罰に対して、 単位犯罪の規定適用と執行が、 採択された特別

が国の単位犯罪の立法に関して、重大な突破口の一つとなったといわざるをえないであろう。 総則的標準を提供し、 加えて、各則規定においてもそれらに根拠を与えることが可能となっ た。 これ

第二に、単位犯罪の範囲はさらに広がり、 刑事の法網を厳密にした。

このことは以下の三面からみてとれる。

立から生まれたとされる。この観念は立法に現れており、今までのフランス新刑法典のほか、 規定したのは稀である。 罪を規定した大陸法系国家は、 的であり、 法人犯罪の問題に対して、傍観あるいは慎重な実験的態度をとる。 単位犯罪の罪種はさらに広範となった。英米法系の国家は、 法人不処罰という普遍的原則を守っている。この両者の相違の源は、 暁の星のように寥寥たるものである。 大陸法系国家においては、 法人処罰を当然のこととし、 我が国の刑法のように、 実用主義刑法観と倫理刑法観の対 大規模に単位犯罪を 刑法典の中で単位犯 単位犯罪処罰は例外 大陸法系国家は、

いずれにしても、我が国新刑法は、単位違法行為を広く犯罪とし、 前提条件を創造するものとなった。 単位犯罪に対して厳密に懲罰しようとする刑

- これ 失も包括した。 は、ある程度、単位犯罪は故意犯でなければならないという者の認識を変更させることになった。 単位犯罪の責任要素は広く、故意を包括した 例えば重大環境汚染事故罪において、 (故意は大多数の単位犯罪の主観的特徴である) のみならず過 単位が過失により重大な虚偽の証明文件を書く罪などである。
- ることにおいて工夫がなされた。 刑法規定は、 価値は、 単位犯罪の規定は、刑事法網をさらに厳密にした。これは、 刑事法網を厳密にして、 この基本的価値を強調する傾向にある。 刑罰の当然性を確定し刑法各則の保護機能を満足させることにあるが、 刑法各則の単位犯罪に関する規定は、 おもに刑法各則に表れている。 その価値目標を追求す 刑法各則の基本 この新

'03) 52 - 4 - 234

非国有単位と個人に無断で贈ることを犯罪として規定している。 罪構成を認める単位犯罪として、規定されている。これは館蔵文物を不法に売り出すこと、不法に館蔵文物を贈る 合うものであり、 人に無断で贈ることを禁止している。第三二七条では、単位が国家の保護した文物蔵品を売りだすこと、あるい ことの罪である。 文物を保護する「文物保護法」をよく貫徹するために、刑法第三二七条が規定された。この条文は、 罪を犯す犯罪が規定されている。 に珍しい文物を売り出すこと、無断で珍しい文物を贈ることの罪が規定されている。同条二項には、 例えば刑法第三二五条と第三二七条の関係である。刑法第三二五条一項においては、 刑法的法網としては望ましいものであろう。 第三二五条二項では、単位が、国家が輸出を禁止した珍しい文物を売り出すこと、 そして、これだけでは国家文物を保護するに不十分であるためか、 これらの法律や各条項の制定は、 (自然人が) おたがい あるいは外国 単位のみで犯 不法に外国 単位が前項 全面的に国家 に補 は

論

説

た。この章における犯罪名の総数は七〇余りであるが、これを単位が構成できると規定されている。これにより第三として、新刑法は、単位犯罪を罰するということに関して、破壊社会主義市場経済秩序罪の章に重点を置 この章のみで、 新刑法での単位犯罪の総罪名の大半を占めることとなった。 により、

単位犯罪規定の増加は、刑法の基本的価値傾向の一つである「犯罪の害を避け、 護するに資するのであるという趣旨の主張があるが、これも理解できうるものである。また、こうした新刑法での る企業活動への制御を強め、 このように網羅的規定を行う理由は、現実的必要性にある。 よって企業の不法な富の形成を抑止するところにあり、それゆえに全社会的利益を保 刑法において法人犯罪を規定する目的は、 社会を保護する」ということと符 政府に

の第三一条に基づき、 第四に、 単位犯罪に対する科刑に関して、 また、 各則の単位犯罪の規定と結びつくことにより、 相対的ではあるが、 明確な規定を設けた。 刑法は、 単位犯罪に対してその状況に つまり、 新刑法の総則規定

応じて異なる基準を採用するものとした。それは以下の通りである。

- はあるが犯罪主体である単位に刑を科すことを原則とする。しかし例外として、 人のみを処罰する規定がある。すなわち代罰制が規定されている。 犯罪単位に対する処罰について、新刑法においては、 その各則にしばしばみられることであるが、罰金刑 単位を処罰せず、 単位の中の自然
- その他の直接責任者には、死刑を科すものとはなっていない。この同等原則と区別原則を兼備する立法の選択には、 単位犯罪として犯された場合は、自然人犯罪として犯した場合よりも軽く処罰されることがある。 少なからず理由のあるところである。 れている。これとはまた別に、 人犯罪であるなら死刑となるべきところ、単位犯罪として犯された場合、その単位の中の直接責任を負う主管人、 単位の中の直接業務主体に対する処罰について、 単位犯罪の中で、直接責任者 (実行行為者) には、自然人と同じ罪種での処罰標準を適用すると規定さ わずかな場合ではあるが、異なる標準を用いる場合がある。 新刑法は、状況により処罰の仕方を分けている。 同種の犯罪であっても、 たとえば、 ほとんど

反するからである。 て、また悪影響を与えることはなはだしく、 同等原則を選択する理由は、 て、重大な作用を持つからである。 次の通りである。 この場合、 社会危害性も大であり、 つまり、 区別原則を採るとすると、 ある単位犯罪において、 単位の直接責任者が単位犯罪を推進した過程 罪刑均衡という刑法の基本原則に 単位が違法に巨大なる金額をえ

した場合と同じとは言いえない。とりわけ自然人の犯罪として死刑が規定されている犯罪につき、 益のために行ったという場合である。 区別原則を採る場合とは、ある単位犯罪の中で、単位の直接責任者において、 その単位の中の直接責任者に死刑を言い渡すことはできない。 この場合には、 主観的悪性と客観的危害についても、 これは、 単位の意思支配により、 刑罰の緩和と罪刑均衡とを含 同一犯罪を自然人が 単位が同じ罪を 単位の な 利

○条においては、単位が集資詐欺罪を犯した場合に、その数が巨大であり、あるいは他に重大なる状況がある場合 が巨大であるときは、新刑法第一九九条の規定により、死刑を言い渡すことも可能である。しかし、 と規定されている。 であっても、 新刑法は、このことに関して、 単位の直接責任を負う主管者と他の直接責任者には、 十分な考慮をしている。たとえば、自然人が集資詐欺罪を犯した場合に、その数 一〇年以上の有期懲役もしくは無期懲役を科す 新刑法第二〇

にいたることはないであろう。 考察を進めるのであれば、我々において新刑法の単位犯罪立法の不備に関する分析をするとしても、 てはいるが、 以上の分析が示す通り、新刑法の単位犯罪に関する規定は、ある限度ではあるが基の関連規定を超えたものとなっ 意味あるべきところもあり、 全体として十分肯定すべきものである。 もし、 このような前提において 片寄った結論

### 新刑法における単位犯罪立法の不完全性とその成因

ここでは、 問題点ごとに区切り、考察してゆく。

位犯罪の理論的研究と立法実践とが乖離したものとなった。 ことを避けて通る規定となった。このため司法実践の場における価値と操作性を低下させてしまった。 新刑法第三〇条は単位犯罪の定罪原定であるが、それまでの単位犯罪における議論において指摘されてい 加えて、 単

刑法修訂の過程においては、 共同犯罪論の部分に、 あるいは他の部分にと、 単位犯罪は刑法総則の中でいかに規定されるべきかが議論された。 規定されるべき体系的位置に関して議論された。 犯罪主体論に関 また、

の見解もあった。 主体論の部分と共同犯罪論の部分に別々に規定されるべきであるとし、 あるいは他に単独規定を置くべきであると

三月一日の 基本的観念を維持し、一九九六年一〇月一〇日、同年一二月二〇日、翌年の二月一七日、同年すなわち一九九七年 たのである。 益獲得のために」を「不法に利益を獲得するために」と変更していた。以来、立法省は単位犯罪の概念に関しての た。そして、 の政策決定機関ないし事業主体の決定によって、犯罪を実行することは単位犯罪である」との趣旨が規定されてい には、単位犯罪の基本的概念規定として「.....企業、事業単位、 九九五年八月八日の全国人民代表大会法律工作委員会が起草した『刑法修改稿』に始まる。この修改稿の第二七条 こうした論争は、立法に際して選択上の躊躇を引き起こした。刑法総則に単位犯罪を規定しようとの想定は、 『刑法修訂草案』に至るまで動揺はなかった。 一九九六年三月三一日の『刑法修改稿』には、 しかし、 基本的には同趣旨を維持したものの、「自己単位の利 機関、団体が自己単位の利益獲得のために、 最後に採択されるとき、その概念規定を修改し 単 位

新刑法第三〇条の規定によると、この規定は 「単位犯罪」に関して以下の三つの意味を持っている。

犯罪主体に関する規定としての意味。

ここでは、 会社、企業、事業単位、 機関、 団体が主体とされてい

犯罪となる行為の前提に関して。

単位犯罪にいう主体が、危害社会行為を実行しなけばならないとされている

刑事責任を負担させる上での前提に関して。

こうした内容を持つ規定ではあるが、 刑事責任を負うのは、 法律により単位犯罪と規定されている行為を行った場合であるとされている。 実は以下の重要な問題点に対して、 明確に答えるものとなっていない。

'03) 52 - 4 - 238

'03) 52 - 4 - 240

ようになったとの考慮があったと。家安全危害を実現しようとする政治目的での場合もあり、また違法操業による社会経済秩序の破壊がもたらされ ちろん、主体に関しても疑問があるが、これは後に詳述するものとして、まず次の二つのことが問題である。 する。すなわち、実務においては単位犯罪の状況は複雑であり、 り単位犯罪の主観的要件に関してと、「危害社会行為」は具体的にはどのように実行されるのかということである。 立法に参加した者によると、新刑法第三〇条がこの二つの論点に明確な態度を示さないのは、 単位犯罪においては不法利益を獲得する目的、 次の理由によると つま

論

説

かに、 利益を獲得する」という目的を示す文言により概括した場合、この過失犯を取り込めなくなる恐れがある、と。 刑法各則のある一部の単位犯罪に対する規定は、 単位過失犯罪の存在は、 単位犯罪の概念に対して、明確な立法規定を打ち出すことを避ける意図は、以下のように判明し 高度な立法技術を要求する。 過失犯罪の範疇に属しているので、 しかし、この問題点を克服する手立てはないわけでは 「自ら単位のため不法に たのであ 確

犯罪と単位故意犯罪に対して、 その方法の一つは、刑法各則で単位過失犯罪を追求しないことである。もう一つは、 別々に規定を設けることである。 刑法各則の中で、 単位過失

十分である。この認識は、我が国の学者においてもある程度、定見となっている。立法規定よりも妥当であろう。このように、現在の立法では単位犯罪に関して明確に完備された規定としては、 私は、理由は後述するが、 前者が望ましいと思う。しかし、どちらを採るとしても、 問題点を避けて通る現在 不

のことである。 さて、 単位犯罪に対して、 その概念規定を明確に示すに至らなかったという消極的影響を与えたのは、 次の二つ

その一は、 司法操作に関してである。 新刑法第三〇条は、 先に見た通り、 単位犯罪に関して主体、 行為危害性

三の法定性についてはどうか。つまり単位犯罪は、過失犯罪のように、法律により単位犯罪として処罰するとの規 為かということについては、この条文のみでは認定がなされない。たとえば新刑法第一三条の犯罪概念の助けを借 となりえておらず、独立存在の価値が少ないのである。第二としての行為危害性に関しても問題がある。この新刑 そして、そこでは主体が限定されている。 法第三○条の独立存在の必要性があるとはいいえない。 のことであるし、罪刑法定主義からの最低限度の要請である。よってこの法定性の規定があることをもって、 てはじめて、刑事責任が追及される。この意味の規定がこの新刑法第三〇条に規定されているが、このことは当然 定がなければ、 りなければならない。よってこの単位犯罪の社会危害行為規定も、 法第三○条の規定によると、 関、国有図書館、仲介組織などである。したがって、総則規定の第三〇条にいう単位犯罪の主体規定は十分なもの 法定性の三つの内容に及んでいる。 単位犯罪は成立しない。 単位が、 第一に、主体に関してであるが、刑法各則は、 危害社会行為を実行した場合を、単位犯罪とする。 自然人に対する規定のみでは単位犯罪は成立せず、単位犯罪処罰規定があっ たとえば、国有公社、 企業、事業単位、 独立の存在価値は低いといいえよう。では、 多数の単位犯罪を規定している。 境界線外の機構、 しかし、 何が社会危害行 組織、司法機

つまり、単位犯罪に対する明確な認識をえるためには、理論的解釈を頼まなければならない。 おける指導功能に必ずもとることになろう。おそらく、 刑法の規定は、独特性 (その存在の必要性) と明確性が具備されねばならない。これに欠ける場合、 司法機関においても一連の困惑に陥っているかもしれない。 司法実践に

意犯罪しか構成しないとする。このため、新刑法が採択された後に出版された多くの刑法著作の中で、 体になることに反対の立場をとる者がいる。また、 その二としては、理論の発展に関してである。 つまり、 単位犯罪概念に対してその範囲を定めるとき、 刑法学界においては、少数ではあるが、 単位が犯罪主体となることを肯定するとしても、 いずれも単位犯罪とは企業、 いまだに、 事業単位、 その多くは 単位が犯罪 興味深い現 故

た行為が単位犯罪であるとしたのである。しかし、立法は過失的犯罪も規定している。 体において、 自己単位が不法利益を獲得するために、単位集団の討論・決定あるいは責任者の決定により実行さ

ついて、 規定の面に現れている。すなわち、立法が科学的に総則上から単位犯罪に対していかに限界づけるかということに このように、 深く追求していないのである。 理論解釈をする者においても立法規定を安易に見過ごし、勝手な主張をする一番の問題点が、

'03) 52 - 4 - 242

機関を単位犯罪主体として規定したとしても、 第一二一 二条には「国家の外、法人は、法律ないし条例の中に規定がある場合、本機関あるいは機関利益のため 点においても、国家機関に対して罰金刑を科すことについては、疑問がある。それだからこそ、フランス新刑法典 その機関の指導者個人による政治上の、経済上の不正利益の獲得を目論む自然人の犯罪である。 言いえないであろう。 たす事例がいかほどあろうか。おそらく皆無に近かろう。これは経験的事実による考察でもあるが、 の刑法においても、たとえば罰金刑でいうと、一つの袋から一つの袋に金銭を移すような規定を作るべきではなく、 に実施した犯罪行為に対して、刑事責任を負う」と規定され、国家の自己処罰を回避している。このように我が国 国家機関の機能的活動を損なうものである。 単位犯罪主体とすることは、条理の上でも理論においても整合性はなく、 国家機関を単位犯罪主体とすることはきわめて不当である。国家を代表して特定の職権を行使する国家機関 公的機関が犯罪主体となりうるような規定を設ける必要はなかったのではないか。たとえ、厳格に国家 現実的に司法実践の中で機関犯罪であると宣言し罰金刑を言い渡し かりに、 国家機関は犯罪的行為をなしうる、としても、 かつ国家機関の権威保持の妨げとな 加えて、実証的観 理由なしとは

位犯罪の罪種範囲につき、 単位犯罪の成立範囲としての罪種が広範に過ぎることも問題である。 それは限定されるべきであると指摘していた。 つまり、 刑法修訂の前に、 単位はあらゆる犯罪の主体とな 我が国の学者は、

限定されるべきであるという。 ることはできず、単位犯罪は、 経済犯罪と妨害社会管理秩序罪の中で、 いくつかの犯罪及び利益を貪る瀆職犯罪に

広げられたのである。加えて、刑法修訂前の単行刑法と附属刑法には、単位が構成できる犯罪としてその罪名は約 されたのみならず、危害国家安全、危害公共安全、危害国防利益、侵害人身権利、 に対する規定において、不注意にも世界一の規定数となった。 六○であったけれども、 こうした指摘がありながら、新刑法において、この合理的な提案が受け入れられなかったことは残念なことであ 単位犯罪に関する規定はこの領域から大きくはみだし、経済犯罪、妨害社会管理秩序罪、瀆職犯罪の中に規定 新刑法においては一二〇余りに突然に増加した。これにより、 民主権利罪にも単位犯罪規定が 我が国の刑法は、 単位犯罪

とする虞もあり、また、刑法万能主義的観念の体現でもあろう。 この「大網を打つ」というような立法方式は、法網の厳格化には寄与するものの、 逆に、 刑法を名ばかりのも  $\mathcal{O}$ 

失に拡大することは妥当であろうか。これは熟考する必要があろう。 さらに単位犯罪の主観的側面に関して疑問がある。目下の中国の実情において、 単位犯罪の主観的要件が過

単位過失犯罪を排除してはならないという。また別の論者は、単位故意犯罪と単位過失犯罪を別々に規定すべきで 過失により危害社会の結果をもたらした場合は、 の名をもって法人の利益のために実行した犯罪行為は、 あってもよいとする。単位故意犯罪は、一般的であるに過ぎず、理論と実践の中においても、 単位犯罪の主観的要件に関して、刑法の理論として二つの異なった見解がある。一つは、故意であっても過失で 主要管理人、直接責任者とほかの法人成員が、法律の規定に違反し、 すなわち、法人の主要な管理人、直接責任者とほかの法人の成員が、 単位過失犯罪であるという。 単位故意犯罪である。 これに対して、 また、 法人の尽くすべき義務を履行せず、 法人の意思の支配により、 ある論者は、 法人の営業活動中に、 単位犯罪の範疇から 刑法修訂の過程

では不可能であるとするものである。 位犯罪の根本的な動因であり、この目的を追求する主観的要件は、 の不法利益を獲得する目的が明確に含まれていることによる。単位のために不法利益を獲得するということは、 .は、単位犯罪の主たる出現は単位経済犯罪であり、その単位経済犯罪の規定においては主観的特徴として、 さて、もう一つの観点は、単位犯罪の主観的要件は、故意に限られ過失は認められない、とするものである。 故意的な形式でなければならない。 過失の形式 単位 単

値があろう。 故罪に関して、 加えて、 しかし、「鉄路法」 我が国の著名な刑法学者である高銘暄教授は、さらに明確に「過失犯罪に単位があるべくもない」と指 これは過失犯罪に属するが、 の第六一条には、 単位もこれを犯すことができると規定されている。これは研究する価 一九七九年刑法の第一一五条に規定されている危険物品管理違反事

単位過失犯罪を規定した。この立法の選択そのものに関しては、考察する価値がある。これは、 法制の成長段階にある我が国の目下の状況を、見落としたものであろうか。 さて、 立法機関は、単位犯罪は過失犯でも成立するという観点を受け入れ、新刑法各則の中にわずかではあるが 単位犯罪の特質と

えようとするのは、この実証的考慮による。産業革命は経済発展を促進し、工商企業活動の触角は、 る必要があった。大陸法系の代表としてのフランス刑法典の第一二一 二条も、法人犯罪は必ず法人の利益のため ところにのびていった。よって法人犯罪を規定することにより、企業が不法の富を形成する行為につき、抑制をす に実施した場合に、成立するとしている。我々もこの問題を慎重に検討すべきである。 単位犯罪の特質は、単位のために不法利益を獲得することである。英米法系の国家が法人犯罪に対処し打撃を与 刑事手続法の中には犯罪を犯した単位に対する刑事責任追及の規定はない。 刑法修訂前においても、 とりわけ現在の中国にお 社会の いたる

のである。 ついても、 罪についての規定の適用執行状況は、 一般的な同意をえられていない。 人々の納得をえられるものではなく、単位犯罪に打撃を与えるという観念に まして、これらに関して深く検討することになど及ぶはずもなかった

であったとは言いえないであろう。 こうした法制発展の現状を大前提とすると、 単位犯罪の主観的要件を過失犯罪にも拡大したことは、 賢明なこと

犯罪に対する両罰制原則が破られ、 関、行政執行機関がそれそれぞれこの犯罪を構成する可能性があるが、この三つの機関に罰金刑を言い渡し、 単位の中の自然人に対する処罰により、単位犯罪を懲罰し防止しようという目的実現を図るのである。 はこの基本に沿い、規定されているが、 けることができないのである。これは国家機関を単位犯罪の主体とすることの大きな弊害である。 を執行するとすれば、これはいったいいかなることであろうか。その納められる罰金の原資はどういった性質の であるとする、 客観的必要性との、一つの刑事政策上での調和した表現である」と言いうる。しかし、立法者の必要性の観点から 力がある」との認識を十分貫徹せず、実質的に「法人の犯罪能力を認めない理論と、法人犯罪対処に備えることの 位のために不法利益を獲得した自然人だけを処罰し、 表れている。 の原則に反し、 なのか。 単位犯罪の処罰規定の不統一性と不均衡性に関して、 奇異たる観を免れないであろう。それゆえに、これらの機関の犯罪に罰金刑を言い渡すとする規定を設 新刑法第三一条の規定により、 新刑法第三九六条の規定による私分国有資材罪、私分罪没物罪に対して、これは国家機関、 刑法の公正性にもとることとなる。処罰原則のこの相異は、一方では立法者が、「単位には犯罪能 自然人のみ処罰する単罰制が規定されているのである。 少数の犯罪に対しては単罰制を実施している。この単罰制を用いるのは、 単位犯罪処罰は、両罰制を原則として単罰制を例外とする。 犯罪の真の主体である単位を処罰しないのは、 まず、 単位犯罪の処罰規定の不統一性は、 こうして、 刑法罪責自負 しかし、 司法機 これ

罪として犯された場合を比べると、同じ犯罪であっても、単位犯罪における直接責任者に対する処罰は、自然人犯 **の場合より格段に軽く規定されている。** そしてもう一つは、処罰上の不均衡である。ある犯罪に関しては、単位犯罪として犯された場合と、自然人の犯

罪を犯した場合、その罪責が重大かつ悪質であれば、 者と直接責任者は五年以下の懲役または拘留に処せられる。一方、新刑法第三九〇条の規定により、 たとえば、 新刑法第三九三条の規定によると単位贈賄罪の場合、 一〇年以上の懲役又は無期懲役となり、 単位は罰金刑に、その直接責任を負うべき管理 同時に財産も没収と 自然人が贈賄

管人と直接責任者は多くても五年以下の懲役にとどまり、自然人犯罪であれば無期懲役になる可能性がある。 このように、 同じ贈収賄において、共に罪責が重大かつ悪質であるとしても、単位犯罪であればその直接責任主

この両者の相違は、あまりに大きすぎ、罪刑均衡の原則に大きく抵触するものである。

ある。 以上の分析を通して、単位犯罪規定の不完全性が明らかとなった。よって、 これは、単位犯罪理論をより完成させることに資するものと信ずる。 次には、その原因を考察する必要が

次の三点である。 単位犯罪規定の不完全性の原因に関して、私が思うには、単位犯罪の立法上の不完全性をもたらした原因は

はいいえないであろう。 国の法治発展過程を考慮せずしての、 においても、単位犯罪の基本問題の外郭を整理する以前に、大規模な単位犯罪立法があり、ここにおいて矛盾が続 第一に、性急多大にすぎる立法であることである。単位犯罪の立法は急がれ、また多くなる傾向があった。 | 方を正して他方をおろそかにした状況があった。このような、単位犯罪の理論的発展を待たず、また、 単位の違法行為を犯罪化する過度の性急多大な立法は、 決して賢明なことと

とである。それは、立法機関が机上において完璧たろうと志し、あらゆる単位犯罪を包含しようと思い、また、 十分把握できない状態となっていたのであろう。このようにして、 規模に打ち出さざるをえなかったのである。こうした法網を広く打つ立法方法であったから、 動と社会代価の支払いをもたらした。単位犯罪は、こうした我が国が改革と重大発展の段階に入った一九八〇年代 済体制から市場経済型体制へと変化するに伴い、経済が飛躍的に発展した社会転換型時期にあった。これは社会変 ちを含んでいよう。 犯罪の立法意図を完全に実現すると堅く信じた。 らゆる単位犯罪を撲滅するに足る刑法とすることを自己の任務と考えた。国家も、 の中・後期から多発してきた。この単位犯罪現象の猛然たる状況に対応するため、新刑法は、 その一は、我々は、立法能力と司法能力を高く見積もり、長期にわたり積極的楽観的態度をとってきたというこほの一は、我々は、立法能力と司法能力を高く見積もり、長期にわたり積極的楽観的態度をとってきたといっこ 第三に、立法において認識上の偏りが見られることである。これは、次の二面に集中して現れている。 第二に、 我が国の、経済的軌道の変化に伴う社会体制の歴史的特殊状況に関することである。我が国は、計画経 しかし、このように思い込むことには、国家能力の誇大評価の過 単位犯罪の懲罰規定は多大となったのである。 司法機関が全力をつくして単位 立法機関においても 対単位犯罪規定を大 あ

意しようと意図し、そしてその射程に入れようと試みたのである。 らに刑法を、 の立法は、刑法のこの特質に対して十分なる考慮をしなかった。立法機関は、 である。それは不完全性 (刑法の第二次的性質または補充的性質) と最終手段性を持つものである。 その二は、 刑法の性質に関して十分な理解がないことである。刑法は、他の法律と比べて特別な性質を持つも 他の行政管理や社会統制の手段と同視する認識傾向を示す。 しかし、 これは、 すべての単位犯罪に対して刑法を用 刑法功能の誇大視であり、 しかし我が国

こうした傾向が、 直接間接の要因となり、 急激な単位犯罪立法の膨張となっ たのである。

# 単位犯罪立法の完善 (欠陥をなくすこと) についての将来的展望

みた 新刑法の単位犯罪規定においての、ここまでに論じた問題点を排除し、 これを完全にする理論上の展望を示して

れにより明確化されよう。例えば「企業、事業単位、機関、団体が、単位自らのため不法利益を獲得し、単位集体 る功能があるのである。これに基づき、単位犯罪の概念の法定化に、この単位利益説の要旨を採用すればよい。 るものである。」と指摘した。これには聞くべきものがある。単位利益説には、単位犯罪と自然人犯罪を区別でき 行為に参加した個人が個人の利益のために犯罪を実行した場合にあっては、法人に対しての刑事責任追及を排除す 機関または代表」が「法人の利益のために」犯罪を実施した場合、法人が刑事責任を負うべきとの規定がある。 うるのである。 定においては、 の研究決定ないし責任者の決定により実施された犯罪は単位犯罪である。」との規定になろうか。 れに関して、フランスの学者は、「法人の利益のために実行された犯罪は法人に責任を負わせるとの規定は、 あると思われている。このことに関してフランス刑法の立法例が参考となる。そこにおいては、 まず、 単位批准説、単位利益説の争いが続いている。この中、我々において、単位利益説がもっとも妥当で 単位犯罪概念の法定化に関して考えてみたい。 加えて、単位犯罪を正しく認識するに有益であろう。 単位犯罪の本質的特徴を科学的に示しえるし、したがって単位犯罪と自然人犯罪を厳格に区別でき 理論上では、 単位犯罪とはなにかという問題に関して、 刑法典上「法人の こうした概念規 そ

規定においても疑問点が多い。 次に、単位犯罪の主体の縮小ということを考えねばならない。 本来、 犯罪主体とすべきではないものも含まれ、 先に論じたように、 また不必要な規定もある。 単位犯罪の主体に関する そこで、

単位犯罪の主体を適切に縮小しなければならない。 その理由は先に論じた通りである。 そのためにはまず、 機関を単位犯罪主体から削除すべきである。

者は従属の関係にあり、論理学においても、 加えて、「会社、企業」との文言が、同時に単位犯罪概念規定に出現している現状を解消すべきである。この二 混乱をもたらすものに他ならない。 民法学においても、このように並列することは、 程度の問題ではあろ

思われる。単位過失犯罪に対しては、目下のところ行政上の対処でよかろう。機が熟して、また刑法上の対処が必 犯罪を規定することには疑問がでてくる。よって、単位犯罪を故意犯罪に限定することが、 立法に対して性急に過ぎ、法律の執行について人々の理解も十分ではないという実際的状況にあっては、単位過失 要となったとき、 必要である。 さらに単位犯罪の主観的特徴の限定ということも必要であろう。つまり単位犯罪の主観面についての限定の 確かに、単位過失により危害社会行為が実施されるという状況は存在している。 刑法に取り入れればよかろう。 一般的に妥当であると しかし、 単位犯罪の

を追求すべきではなく、 害社会管理秩序罪、利益の程度の低い瀆職罪に限定すべきである。 記すべきである。この犯罪の直接目的によっても、成立する単位犯罪の罪種を、破壊社会主義市場経済秩序罪、 主観的限定として、 また、一回の制定での継続的な有効性を求めてはならない。 単位犯罪の成立は「単位のために不法利益を獲得するを基本前提とする」ことを明 単位犯罪に対しての立法の網羅性や全面性など

り犯罪を実行しなければならない、ということである。このようなことは総則にて規定し、具体的行為類型は各則 にて規定すべきである。 なければならない。この客観的則面としては、単位犯罪は、単位の政策決定機関の決定あるいは責任者の決定によ また単位犯罪の客観的特徴の確定も必要である。つまり単位犯罪に関して、その客観的特徴も明らかにされ 新刑法の総則においては総則的行為特徴として、 前述のように二つに類型化している。

実行であることである。 らない。それは、単位の政策決定機関の決定による犯罪の実行であることと、そして、責任者の決定による犯罪 上記に関しては明確にしていない。よって、これに対して、次のことを刑法総則の中で明確にしなければ 0 な

'03) 52 - 4 - 250

れは単罰制から両罰制への変遷である。 さらに加えて単位犯罪における「両罰制」の確立も必要である。 単罰制には、 転嫁罰と代罰制があるが、 外国刑法の法人犯罪の立法例をみると、 この双方は共に理論的に疑問があ

な危険性をはらんでいる。転嫁罰とすることについても、同じく、 のである。また、単位が個別の成員を犠牲にして、自らの不法利益を目論むことにもなろう。 る。また、 ることは、 代罰制にあっては、単位が犯罪主体であると承認した前提においては、単位の中の自然人に刑事責任を負わ 刑罰の有している犯罪の予防効果も無にしてしまい、刑法の単位犯罪抑止効果を発揮できなくさせるも 罪責自負の原則にもとることになる。こうした犯罪主体と受刑主体の分離は、責任主義の原則にも反す 欠陥は明らかである。 代罰制は、 このよう め

においては、 また、単位のみの処罰であっても、問題がある。単位の中の自然人、すなわち主管人と責任者の処罰を無視する 自然人は単位の名目を借り犯罪をなし、 自らは、 刑事処罰を免れようとすることを、 助長することに

れば、行政刑法としても取り締まりの実は上がらないと思われる。 これら転嫁罰、代罰制は、不公平の一形式である。加えて、日本の学者が指摘する通り、 自然人をも処罰しなけ

任の追求に双罰制を取り入れる方法は、 一方、両罰制は、単罰制の弊害に対して指摘された問題点もなく、 一つの発展的態勢である。 適した単位犯罪処罰制度である。 単位刑事責

このようにして、 我が国の将来の単位犯罪立法は、 この処罰制度をあくまで貫徹すべきであろう。

### おわりに

近時の裁判例によると、単位犯罪の成立につき、限定する方向がみてとれるのである。 については、十分に定まっておらず、刑事訴訟法上の対応規定もない。よって司法捜査は困難なのである。 思われる。この原因としては、立法規定の不合理と不明確な点が多いことが挙げられる。刑法で論じる単位の概念 罪を発現させても、検挙・処罰をしないこともあるとされる。 いうものが強く残っていることも挙げられる。ある地方においては、地方発展と単純な経済的利益目的で、単位犯 一九九七年の刑法修訂から現在まで、すでに約五年経過した。しかし、処罰された単位犯罪はきわめて少ないと また、「地方保護主義」と そして、

罪に関する判断基準の問題に関しては、触れることができなかった。これらについては、次の機会を待ちたい。 こうした状況にあって、今後の中国刑法学界の任務として、刑法における単位犯罪の合理的規定を追求すること もっとも大切なことであろう。今回の小稿においては、単位犯罪の規定形式にしか触れていない。紙面の都合 単位のどのような構成員によるどのような行為が単位犯罪となるかなどの、 単位犯罪の具体的な内容、 単位犯

教授には貴重なるご指導を戴くことができた。 本稿は、 名城大学法学部の研究員としての報告である。この作成にあたり、 心からの感謝を申し上げる次第である。 名城大学法学部の木村裕三

以上

1 西原春夫 (編) 李海東他 (訳) 『日本刑事法の形成と特色』中国法律出版社・日本成文堂連合出版、 九九七年、

Ξ

(注)

- 2 儲槐植、 梁根林「刑法分則修訂の価値傾向」 『中国法学』 一九九七年二期
- 3 儲槐植『アメリカ刑法』第二版北京大学出版社、一九九六年、六〇頁。
- 4 陳興良 (編)『経済刑法 (総論)』中国社会科学出版社、一九九〇年、九〇頁
- 6 5 陳興良『刑法疎議』中国人民公安大学出版社、一九九七年、一一六頁。 郎胜 (編) 『中華人民共和国刑法釈解』群衆出版社、一九九七年、三六頁。
- 7 社、一九九七年、一一四頁、張穹 (編) 『刑法適用手册 (上)』中国人民公安大学出版社、 『新刑法全書』中国人民公安大学出版社、 人民代表大会法律工作委員会研究室『中華人民共和国刑法釈義』人民法院出版社、 このような単位犯罪の解釈を示す著作は多い。その代表的なものとして、陳興良『刑法疎議』中国人民公安大学出版 一九九七年、三一七頁等。 一九九七年、 一九九七年、 四五頁、 一九一頁、 趙秉志 (編) 全国
- 8 高銘暄「わが国刑法改革試論の諸問題」『中国法学』一九九六年第五期。
- 9 刘白筆(編)『法人犯罪論』群衆出版社、一九九二年、 一一七頁。
- $\widehat{\underline{10}}$ 何秉松 (編)『法人犯罪と刑事責任』中国法制出版社、一九九一年、五三七、五三九頁
- 11 七年、二三四頁。 黄庭生、楊凱「単位過失犯罪を論ずる立法完善」『高銘暄(編)刑法修訂の建議文集』 中国人民大学出版社、 九九
- <u>12</u> 陳興良『経済刑法学 (総論)』中国社会科学出版社、一九九〇年、三一三頁。
- <u>1</u>3 高銘暄「わが国刑法改革試論の諸問題」『中国法学』一九九六年第五期。
- <u>14</u> 顧蕭栄など『法人犯罪論』上海遠東出版社、一九九二年、一〇四頁。

周光権「刑法修改の規範定位と制度設計」『法学』 一九九七年第一期

- $\widehat{\underline{16}}$ <u>15</u> 林山田 『刑法通論』台湾三民書局、一九九〇年、一五頁。
- 陳興良(編)『刑法全書』中国人民公安大学出版社、一九九七年、一七一頁。
- フランスのピエール・トルシェ 『助言』。これは『フランス刑法典』を中国で出版したときに作成された。 羅結珍訳

『フランス刑法典』中国人民公安大学出版社、一九九五年、 八頁。

<u>19</u> 九四頁。 西原春夫 (編) 李海東他 (訳) 『日本刑事法の形成と特色』中国法律出版社・日本成文堂連合出版、 一九九七年、 Ξ

### (編集委員付記)

おいて研究に従事した周光権氏が、日本語で提出されたものである。 本稿は、 平成一三年四月九日から、平成一四年一月二八日まで、名城大学外国人招聘研究員として、 本学に

を尊重した部分もある (たとえば、 いくつかの点は、校正段階で改められたものであるが (たとえば、「分則」を「各則」と改めた)、原文の表現 周氏が帰国してから印刷作業が進められたため、 「修訂」を「改正」とは改めなかった) ことをお断りしておく。 校正は、 編集委員が行っている。日本語表現のうち、